（注4）　外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注5）　金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注6）　金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7）　株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8）　貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9）　その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ　クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目（パーセント）
トータル・リターン・スワップ又はクレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者	五・〇
	その他の債務者	十・〇

（注1）　標準的手法採用最終指定親会社がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用最終指定親会社がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用最終指定親会社は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注2）　優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①　第二十二条から第二十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体をいう。

②　金融機関（第一条第七号ロ及びハに掲げる者を除く。）、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社及び経営管理会社のうち第二十条又は第二十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体をいう。

（注3）　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

2　前項第一号の再構築コストの額の算出において、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額（取引毎に算出した再構築コストの額を足し上げた額をいう。以下同じ。）とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3　第一項第二号の額の算出において、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

ネットのアドオン＝0.4×グロスのアドオン＋0.6×$\frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}}$×グロスのアドオン

（標準方式）

第四十八条　標準的手法採用最終指定親会社が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一　ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

与信相当額＝$1.4\times max\left(CMV-CMC;\sum_j\left|\sum_i RPT_{ij}-\sum_k RPC_{kj}\right|\times CCF_j\right)$

CMVは、ネッティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネッティング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT_{ij}は、ヘッジ・セット（次頁に定める区分をいう。以下同じ。）jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RPC_{kj}は、ヘッジ・セットjにおける担保のリスク・ポジション

CCFは、ヘッジ・セットjに対する掛目

二　リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ　負債性商品（債券及び貸出金を含む。以下同じ。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝$p_{ref}\times\frac{\partial v}{\partial p}$

p_{ref}は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

pは、原資産の価格（vと同じ表示通貨による。）

ロ　負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

リスク・ポジション＝$\frac{\partial v}{\partial r}$

vは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

rは、金利水準